

# 道路占用許可申請書 協議

新規	更新	変更	(広島市指令道占(維)第(号))
			年 月 日

令和 年 月 日

(申請先)

〒

広島市長

住所  
氏名

印

担当者

TEL

E-mail

道路法 第32条 の規定により 許可を申請  
第35条 協議 します。

占用の目的			
占用の場所	路線名	国・県道 市道	線 号線
	場所	区	車道・歩道・その他
占用物件	名称	規模	数量
			m <sup>2</sup> m 本 個 基
占用の期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	間	占用物件 の 構造
工事の時期	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	間	工事实施 の 方法
道路の 復旧方法	原因者復旧・道路管理者復旧 その他( )	添付書類	開削工法・推進工法・シールド工法 その他( )
備考			

## 記載要領

1 「許可申請 協議」、「第32条 及び 第35条」及び「許可を申請 協議」については、該当するものを○で囲んでください。

2 

新規	更新	変更
----	----	----

については、該当するものを○で囲み、更新・変更の場合には、従前の許可書又は回答書の番号及び年月日を記載してください。

3 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事業所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属・氏名を記載してください。

4 この申請書の1枚目と3枚目に押印してください。なお、申請者(申請者が法人である場合は代表者)が氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

5 「場所」の欄には、地番まで記載し、占用が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載してください。「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲んでください。

6 変更の許可申請にあっては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを( )書きしてください。

7 道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合には、「添付書類」の欄の該当する書類名を○で囲んでください。



(申請者交付用)

道路占用許可申請書  
協議

新規	更新	変更	(広島市指令道占(維)第号)
			年 月 日

令和 年 月 日

(申請先)

広島市長

〒

住所  
氏名

担当者

TEL

E-mail

道路法 第32条 の規定により 許可を申請  
第35条 協議 します。

占用の目的			
占用の場所	路線名	国・県道 市道	線 号線
	場所	広島市 区 町	番地 号
占用物件	名称	規模	数量
			m <sup>2</sup> m 本 個 基
占用の期間	令和 年 月 日から 間 令和 年 月 日まで	占用物件 の 構造	
工事の時期	令和 年 月 日から 間 令和 年 月 日まで	工事実施 の 方法	開削工法・推進工法・シールド工法 その他( )
道路の 復旧方法	原因者復旧・道路管理者復旧 その他( )	添付書類	位置図・平面図・断面図・写真 その他( )

道路占用許可  
回答書

広島市指令道占(維)第 号

令和 年 月 日

上記の申請については、道路法 第32条 の規定により、次のとおり 許可  
第35条 回答 します。

広島市長

印

( 区(農林)建設部維持管理課)

許可条件	裏面のとおり	占用料	円 (令和 年度分) (令和 年度分予定 円) (令和 年度分予定 円)	別途発行する 納入通知書に より納入して ください。
		路面復旧監督費	円	

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に広島市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日(審査請求をしたときは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、広島市を被告(広島市長が被告の代表者となります。)としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます。(ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過している場合は、処分の取消しの訴えを提起することはできません。)

# 許可条件

- 1 道路占用許可表示板又は道路占用許可標識票は、特に指示した場合のほか、占用箇所の見やすい位置に掲示しておいてください。
- 2 占用に関する工事（以下「占用工事」という。）の施行に当たっては、交通の支障とならないよう留意するとともに、占用工事に伴う事故の防止のため万全の措置を講じてください。
- 3 占用工事に着手しようとするとき、又は占用工事を完了したときは、市長に届け出てその指示又は検査を受けてください。
- 4 占用工事が道路の掘削を伴う場合には、次に掲げる事項を守ってください。
  - (1) 工事現場には、「道路工事現場における標示施設等の設置基準について」（昭和37年8月30日道発第372号建設省道路局長通知）に準じて、工事標示板等の保安施設を必ず設置すること。
  - (2) 占用工事の施行に当たっては、ガス管の防護のため、事前にガス事業者の現場立会検査を必ず受けること。
  - (3) 掘削土により、消火栓、道路標識など他の占用物件を不明にしないこと。
  - (4) 掘削跡の復旧工事は、関係法令及び別に指示する「復旧工事施行基準」により施行すること。
- 5 占用期間満了後も引き続き占用しようとするときは、その期間満了までに占用継続許可申請書を提出し、許可を受けてください。
- 6 占用工事又は占用に起因して道路の構造物又は第三者に損害を与えた場合は、占用者の負担において、原状回復又は損害の賠償を行ってください。
- 7 市が施行する道路に関する工事のため、道路法第71条第2項第1号の規定により、この許可を取り消し、その効力を停止し若しくはその条件を変更し、又は占用物件の改築、移転、除去その他の措置を命ぜられた場合においては、損失補償等の請求はできません。
- 8 占用物件は、善良なる管理者の注意をもって管理し、交通の障害の防止、災害の防止及び美観の保持に努めてください。
- 9 占用に関する権利は、特に市長の許可を受けた場合のほか、これを譲渡し、又は占用区域若しくは占用物件を他人に使用させ、若しくは管理させることはできません。
- 10 次の場合には、速やかに市長に届け出てください。
  - (1) 住所（法人にあっては事務所の所在地）を移転し、又は氏名（法人にあっては名称）を変更したとき。
  - (2) 相続（法人にあっては合併又は解散）をしたとき。
  - (3) 占用期間を短縮し、又は占用を廃止しようとするとき。
- 11 占用料は、別に発行する納入通知書により、指定納期限までに納入してください。

なお、既納の占用料は、特別の場合を除き返還できません。
- 12 道路法、同法施行令、各物件の管理等について定めた法令その他の関係法令やガイドライン、広島市道路占用料徴収条例、広島市道路占用規則、その他の関係規程を遵守してください。
- 13 道路の構造若しくは交通に支障を及ぼし、又は及ぼすこととなるおそれがないように、適切な時期に、占用物件の巡視、点検、修繕その他の当該占用物件の適切な維持管理を行ってください。
- 14 占用物件の異状により、道路の構造又は交通若しくは周辺住民に影響を与え、又はそのおそれがあるときにはただちに必要な措置を講ずるとともに、その占用物件の異状の状況及びそれに対して講ぜられた措置の概要を市長に報告してください。
- 15 道路利用者や第三者への重大事故を未然に防止する観点から、その損傷により特に道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある電柱、電線、地下管路及びこれら物件と一体となって機能する占用物件並びに跨道橋を基本とする占用物件については、占用許可後、5年が経過する時期を基本として、道路管理者による占用物件の安全確認のため、占用物件の現状について書面等により市長に報告してください。
- 16 気象予報等の情報から、強風等の気象現象によって生じる災害の発生が予測される場合に、工食用板囲、足場など倒壊、落下等に対する事前対策が必要であると認められる占用物件については、その発生が予測される場合には、占用物件が落下、倒壊等することのないよう事前に必要な対策を講じてください。
- 17 道路区域外の土地に設置された柱類に添加される突出看板等については、占用物件を添加している道路区域外の柱類について、道路の構造若しくは交通に支障を及ぼし、又はそのおそれがないように、当該柱類の腐食、劣化、損傷等を防止するために必要な対策を講じるなど適切に維持管理をしてください。
- 18 特記条件
- 19 上記条件に違反したときは、この許可を取り消すことがあります。

(維持管理課用)

# 道路占用許可申請書

新規	更新	変更	(広島市指令道占(維)第号)
			年 月 日

令和 年 月 日

(申請先)

広島市長

〒

住所  
氏名

印

担当者  
TEL  
E-mail

道路法 第32条 第35条 の規定により 許可を申請 協 議 します。

占用の目的			
占用の場所	路線名	国・県道 市道	線 号線
	場所	広島市 区 町	番地 号
占用物件	名称	規模	数量
			m <sup>2</sup> m 本 個 基
占用の期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	間	占用物件 の 構造
工事の時期	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	間	工事実施 の 方法 開削工法・推進工法・シールド工法 その他( )
道路の 復旧方法	原因者復旧・道路管理者復旧 その他( )	添付書類	位置図・平面図・断面図・写真 その他( )

決 裁	管 財 係	係長	課長	( 維持係	係長	課長	公印	施行	広島市指令道占(維)第号	
									起案 令和 年 月 日 決裁 令和 年 月 日	
備 考									根拠 法第32条第1項第号 法令 施行令第7条第号	
	占 用 料 算 定							備 考		
占 用 料	年度	円	×	×	×	=	円			
	年度	円	×	×	×	=	円			
	年度	円	×	×	×	=	円			
路面復旧監督費							円			